



平成 25 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 愛知銀行  
代 表 者 名 取締役頭取 幅 健三  
コード番号 8527 東証第 1 部、名証第 1 部  
問 合 せ 先 取締役総合企画部長 小倉 稔  
(TEL 052-251-3211)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 21 日開催予定の第 104 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の目的

- (1) 社外取締役として幅広く有能な人材を迎えられる環境を整備し、また、その職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるようにするため、会社法第 427 条第 1 項に基づき、定款第 32 条（社外取締役との責任限定契約）の規定を新設するものがあります。
- (2) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 21 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 21 日（金）

以 上

# 変 更 案

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会 (新 設)</p> <p>第<u>32</u>条～第<u>50</u>条 (条文省略)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 <u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第32条 当銀行は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10百万円以上であらかじめ定めた額と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>第<u>33</u>条～第<u>51</u>条 (現行どおり)</p>